



ケアプランデータ連携による活用促進
モデル地域づくり事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

2024年(令和6年)9月
藤沢市福祉部介護保険課

1 趣旨

本実施要領は、藤沢市(以下「本市」という。)が実施する「ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業業務」に係る優先交渉事業者(以下「候補者」という。)を選定する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業業務

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 提案限度額

4,334,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は契約予定価格を示すものではないため注意すること。

3 プロポーザルの参加資格要件

募集開始日から契約締結日までの全期間に渡って、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 募集開始日から選定結果の通知日までの期間に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 藤沢市暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団等に該当する者を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)及び宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと。
- (7) 過去3年間の事業等において、刑法等の法令に違反して処罰を受けていないこと。

4 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとする。なお、スケジュールについてはすべて予定であり、今後変更となる可能性がある。

1	募集開始	2024年(令和6年)9月18日(水)
2	参加意向申出書の提出期限	2024年(令和6年)10月2日(水) 午後5時まで【必着】
3	仕様書等に関する質問書の提出期限	2024年(令和6年)10月2日(水) 午後5時まで【必着】
4	参加資格確認結果の通知	2024年(令和6年)10月4日(金)までに 市から事業者を確認結果を通知
5	質問に対する回答	2024年(令和6年)10月8日(火)までに 本市Webサイトに掲載
6	企画提案書の提出期限	2024年(令和6年)10月18日(金) 午後5時まで【必着】
7	審査選定委員会の実施	2024年(令和6年)10月下旬 ※日程等詳細については、別途通知
8	選定結果の通知	2024年(令和6年)10月下旬 市から事業者を選定結果を通知

5 参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する場合、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期限

2024年(令和6年)10月2日(水)午後5時まで【必着】

(2) 提出先

「11 問い合わせ先」と同じ

(3) 提出方法

電子メール(PDF形式のデータ)

※件名を「公募型プロポーザル参加意向申出書(事業者名)」とすること。

※送信後に「11 問い合わせ先」に必ず電話により到達確認を行うこと。

(4) 提出書類(各1部)

ア. 参加意向申出書(様式第1号)

イ. 事業者概要書(様式第2号)

ウ. 参加資格確認用書類(※)

- (ア)登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)の写し(参加意向申出書提出日前3か月以内に取得したもの)
- (イ)決算書(貸借対照表及び損益計算書等)の写し(直近1年分)
- (ウ)次に掲げる納税証明書の写し(滞納等の記載がないもので、参加意向申出書提出日前3か月以内に発行されたもの。なお、税目が該当していても、その税額が0円又は課税されない場合は、その旨がわかる証明書を必要とする。)
- A) 市内に事業者がある場合
- a. 法人税、消費税及び地方消費税
提出する決算書と同じ年度の納税証明書、若しくは、未納のないことの証明(納税証明その3の3)
- b. 法人市民税
提出する決算書と同じ年度の納税証明書
- c. 固定資産税(固定資産税がない場合は、無資産証明)
提出する決算書と同じ年度及びその翌年度の納税到来分の納税証明書
- B) 市内に事業者がない場合(市外事業者の場合)
- a. 法人税、消費税及び地方消費税
提出する決算書と同じ年度の納税証明書、若しくは、未納のないことの証明(納税証明その3の3)
- ※ただし、「かながわ電子入札共同システム」による令和5・6年度競争入札参加資格名簿に登録されている事業者については、「ウ.参加資格確認用書類」に記載されている(ア)から(ウ)の書類の提出を省略できる。

(5) 参加資格確認結果通知

参加意向申出書を提出した者について、「3 プロポーザルの参加資格要件」を満たすものか、市で確認を行い、2024年(令和6年)10月4日(金)までに、書面により確認結果を通知する。

6 仕様書等に対する質問

本実施要領に関する質問がある場合には、「質問票(様式第3号)」を提出すること。

(1) 提出期限

2024年(令和6年)10月2日(水)午後5時まで【必着】

(2) 提出先

「11 問い合わせ先」と同じ

(3) 提出方法

電子メール(PDF形式のデータ)

※件名を「公募型プロポーザル質問書(事業者名)」とすること。

※送信後に「11 問い合わせ先」に必ず電話により、到達確認を行うこと。

(4) 質問への回答

2024年(令和6年)10月8日(火)までに本市Webサイトに質問者名を記載せずに掲載する。

(5) 留意事項

ア. 提出期限までに到達しなかった質問及び電子メール以外の方法(来庁・電話等)による口頭での質問は回答しない。

イ. 他の提案事業者に関する情報等、本市が不相当と判断した質問には回答しない。

ウ. 仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

2024年(令和6年)10月18日(金)午後5時まで【必着】

(2) 提出先

「11 問い合わせ先」と同じ

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール(PDF形式のデータ)のいずれかの方法

※電子メールによる提出の場合、件名を「公募型プロポーザル企画提案書(事業者名)」とすること。

※電子メールによる提出の場合、送信後に「11 問い合わせ先」に必ず電話により、到達確認を行うこと。

(4) 企画提案書

仕様書、評価基準及び次の事項を踏まえ作成すること。

ア. 原則として、A4規格の両面印刷とし、ページ下の中央にページ番号を記載すること。

イ. モノクロ・カラー印刷は問わないが、電子メールにて提出された場合、審査選定の際にモノクロ印刷した資料を使用する可能性があるため、留意すること。

ウ. 企画提案書の内容に他の者の協力を得た場合、及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨記載すること。

エ. 次の事項を含めて作成すること。

(ア) 企画提案内容

(イ) 業務実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務実施体制

- (エ)「業務責任者及び業務担当者届出書(様式第 4 号)」及び実務経験に付随する証明書類(任意書式)
- (オ)同種又は類似事業の業務実績(内容及び件数)及び業務実績が確認できる書類(契約書又は仕様書等)の写し
- (カ)見積額の総額(税率 10%の消費税及び地方消費税を含めた金額)及び内訳明細(次の項目別に数量、単価、諸経費、消費税等、可能な限り詳細に明記すること。)
 - a. 説明会及び研修会の開催
 - b. モデル地域事業所グループ構築支援及びケアプランデータ連携システム導入支援
 - c. ケアプランデータ連携システム活用支援(問い合わせ対応等)
 - d. ヒアリング及びタイムスタディ等調査
 - e. 業務報告書及び横展開資料の作成
- (キ)独自提案
 - a. 仕様書等の記載内容以外に、本事業の目的に資する独自かつ有用な提案がある場合は記載すること。

(5) 提出部数

- ア. 持参又は郵送にて提出する場合
紙媒体 7 部(原本:1 部、写し:6 部)
各書類のデータ(PDF 形式)を格納した CD 若しくは DVD1 部
- イ. 電子メールによる提出の場合
PDF 形式のデータ 1 ファイル

(6) その他

- ア. 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- イ. プロポーザルの提案は、1 者につき 1 案のみとする。
- ウ. 提出後の提案内容の変更は認めない。

8 審査・選定方法等

本プロポーザルに係る審査は、「ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業業務委託プロポーザル・モデル事業所選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、別紙「ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業業務委託公募型プロポーザル選定評価基準」に基づいて審査する。

(1) 審査方法

- ア. 審査は、原則企画提案書の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。
- イ. ただし、提案内容等を鑑み、ヒアリングを実施することがある。

- ウ. ヒアリングを実施する場合、2024年(令和6年)10月下旬を予定。詳細な日時・場所については後日通知する。
- エ. ヒアリングを実施する場合、内容は質疑応答のみとする。
- オ. ヒアリングを実施する場合、時間は1事業所につき20分以内とする。
- カ. ヒアリングを実施する場合、方法はオンライン会議システムによる参加も可能とする。

(2) 選定方法

- ア. 選定委員会の構成委員の評価点を合算し、合計評価点が最も高い事業者を候補者として選定する。なお、同点の場合は、評価項目の「企画提案の内容」の合計評価点が高い者を上位とする。
- イ. いずれの事業者も合計評価点が135点(最高点225点)を下回る得点であった場合は、候補者を選定しない。
- ウ. 上位の事業者が辞退又は失格となった場合は、合計評価点が高い者から順に候補者とする。ただし、合計評価点が135点(最高点225点)を下回る得点の事業者については、候補者とはしない。

(3) 結果通知

選定結果については、企画提案書を提出した全事業者に対し、2024年(令和6年)10月下旬に書面にて通知する。

なお、選定結果については、候補者のみ名称を本市Webサイトに公表する。

(4) 仕様書の決定

候補者の選定後、市と候補者と協議の上で決定することとする。

なお、仕様内容の調整が不調となった場合には、第2位順位交渉事業者と調整を行うこととする。

9 プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- (1) 参加意向申出書・企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 参加意向申出書・企画提案書提出した書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 参加意向申出書・企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 参加意向申出書・企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されていた場合
- (5) 参加意向申出書・企画提案書に許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- (6) 選定委員会の構成委員又は関係者にプロポーザルに関して不正な接触等があった場合
- (7) 本実施要領「2 業務の概要」の「(3) 提案限度額」に記載されている金額を超える提案をした場合

(8) その他この実施要領に違反すると認められる場合

10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、企画提案書を提出した事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された関係書類については、「藤沢市情報公開条例」に基づき、情報公開の対象とする。なお、法人に関する情報については、「藤沢市情報公開条例」の規定等に基づき非公開とするとともに、市の保有する情報のみで正当な利益を害するか否かの判断が困難な場合は、当該法人等の意見を聴取するなど慎重かつ公正に判断する。
- (4) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。
- (5) 審査に対する電話等による問い合わせには応じず、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本プロポーザルに参加する事業者は、候補者決定後において、この実施要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てないこととする。
- (7) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

11 問い合わせ先

藤沢市 福祉部 介護保険課 企画・事業所担当 担当:佐藤
〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎2階
電話:0466-50-8270(直通)
電子メール:fj1-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp

以 上